



報道資料

広島県安芸郡府中町

提 供 日	令和 8 年 6 月 22 日
問い合わせ	消防本部警防課 (担当者 岩井) 電話 082-286-3119

消防車両における法定の定期点検整備の未実施について

1 概要

消防本部が管理する車両総重量 8 トン以上の消防車両 2 台において、道路運送車両法第 48 条及び自動車点検基準で定められた 3 か月ごとの定期点検整備を、実施していなかったことが判明しました。

2 対象車両

はしご自動車 1 台 車両総重量 19,230 k g
救助工作車 1 台 車両総重量 10,730 k g

3 経過

今年度に入り、車両の定期点検整備に関する関係法令及び点検状況を確認したところ、対象車両において法令に定める 3 か月ごとの定期点検整備を実施していなかったことが判明しました。

なお、対象車両については、他の消防車両と同様に 6 か月ごとの点検及び 12 か月ごとの点検並びに継続検査（車検）は実施しており、本事案に起因する事故や運行に支障を及ぼす不具合は確認されていません。

また、対象車両については、速やかに車両整備業者に定期点検整備を依頼するとともに、当本部が管理する全車両について法令の適合状況及び点検状況を確認しております。

4 再発防止策

本事案は、対象車両について他の消防車両と同様の運用が慣例的に継続され、その運用が法令に適合しているかを十分に確認していなかったことに加え、点検実施状況の確認体制が十分でなかったことが原因であると考えています。

今後は、点検管理台帳の見直しを行うとともに、複数の職員により定期的な法令確認を行う体制を構築し、再発防止に努めます。

この度は、法令で定める定期点検整備が適切に実施されていなかったことにより安全運行に対する皆様の不安を招くとともに、信頼を損ねることとなりましたことを深くお詫び申し上げます。